

京都府単費国産材産業振興資金制度運営規程

昭和57年10月5日付け7林第1507号
最終改正 平成30年9月3日付け30林第656号

(目的)

第1条 この制度は、国産材の生産及び流通の合理化を促進し、国産材供給の円滑化を図るため、京都府木材産業等高度化推進資金制度運営規程（昭和54年11月22日付け4林第1338号農林部長通達。以下「既存制度運営規程」という。）に係る貸付資金の貸付けを受ける要件に満たない国産材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業を推進するのに必要な資金を低利で融資する措置を講じ、もって国産材関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、予算で定める範囲内において、別に指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に資金の供給を行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により供給を受けた資金の額の4倍に相当する額の資金を次条に定めるものに対し、貸付けるものとする。

(貸付対象者)

第3条 取扱金融機関から貸付けを受けることができる者は、府の区域内に住所を有し、かつ、既存制度の運営規程に係る貸付資金の貸付けを受ける要件に満たない次に掲げる者であって、その者の作成する国産材の生産又は流通にかかる事業計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けたもの（以下「事業計画認定者」という。）とする。

- (1) 素材生産業を営む者又はその組織する団体
- (2) 木材製造業を営む者又はその組織する団体

(事業計画)

第4条 事業計画の期間は5年とする。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業経営の現状
- (2) 国内産木材の生産又は流通の合理化のためにとるべき措置
- (3) 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

3 前条の事業計画の認定は、事業計画の認定申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り行うものとする。

- (1) 事業計画に記載された前項第2号の措置が、第1条に規定する目的に即

したものであること。

(2) 事業計画に記載された木材の年間取扱量に占める国産材取扱量の割合が25%以上であり、かつ、その割合が今後増大する見込みがあること。

(「国産材取扱量の割合」は、過去3年間の実績により判断するものとする。)

(3) 事業計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

4 事業計画認定申請書には、前条各号及び前項第2号に規定する要件に該当する旨を一般社団法人京都府木材組合連合会の長が証明する書類(以下「府木連会長による証明書」という。)を添付するものとする。ただし、府木連会長による証明書を得ることが困難な者にあつては、知事が別に定める書類を添付するものとする。

5 事業計画認定者は、当該認定に係る事業計画について変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

6 知事は、事業計画認定者が当該認定に係る事業計画(前項の規定により当該事業計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の事業計画)に従って国内産木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(貸付資金の種類)

第5条 この規程に基づき貸付けを行う資金(以下「貸付資金」という。)の種類は、事業計画認定書が当該計画を実施するのに必要な資金で次に掲げるものとする。

国産材生産流通促進資金

ア 素材生産資金

素材生産業を営む者又はその組織する団体が素材生産を行うのに必要な短期の運転資金

イ 素材引取資金

木材製造業を営む者又はその組織する団体が国産素材の引取りを行うのに必要な短期の運転資金

(資金の内容及び貸付条件)

第6条 貸付資金の種類ごとの資金の内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。

(1) 貸付利率

既存制度運営規程の別表の1 素材生産等促進資金の項の利率の欄で定める短期運転資金の利率に0.2%加算して定めるものとする。

ただし、素材生産等促進資金の項の利率の欄で定める短期運転資金の利率が1.2%以上の場合、1.7%とする。

(2) 貸付けの方法

ア 証書貸付け又は手形貸付けとする。

イ 手形期間が貸付期間と異なる手形貸付けに係る利率の適用は、手形書換時点における新利率を適用する。

(3) 返済の方法

事業計画認定書で貸付資金の貸付けを受けようとするもの（以下「借受申込者」という。）は、取扱金融機関の定める方法に従うものとする。

(4) 担保及び保証人

借受申込者は、取扱金融機関の定めるところに従うものとする。

(農林漁業信用基金による保証)

第7条 取扱金融機関は、農林漁業信用基金による保証の活用等により、貸付資金の貸付けを円滑に行うものとする。

(申込手続)

第8条 貸付資金の借入申込み手続は、次の各号の定めるところによる。

(1) 借受申込者は、取扱金融機関に対して、当該金融機関の所定の申込書に知事の認定に係る事業計画書の写し及び当該資金がこの事業計画の実施に係るものであるを証する書類を添えて申込みを行うものとする。

(2) 借受申込者で農林漁業信用基金の保証を依頼しようとするものは、前号の申込みのさいに農林漁業信用基金の債務保証依頼書を取扱金融機関に提出するものとする。

(取扱金融機関の遵守事項)

第9条 取扱金融機関は、この規程による貸付けについては、いかなる名義をもってするを問わず、歩積み・両建てを行ってはならない。

2 取扱金融機関は、知事から事業計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該借受申込者に対する貸付資金の貸付けを停止するものとする。

3 取扱金融機関は、知事から事業計画の認定の取消しの事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った貸付資金につき、その全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

(報告及び調査)

第10条 取扱金融機関は、毎月の貸付資金の貸付状況を翌月の10日までに当該年度の3月末現在の貸付資金の貸付実績を翌年度の4月20日までに、知事に報告するものとする。

2 貸付資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該資金の借受けに係る国産材取扱量の当該年度の3月末現在における状況を、翌年度の4月20日までに知事に報告するものとする。

3 知事は、この規程による貸付けに関し、その職員をして取扱金融機関及び借受者について調査させることができる。

(国産材産業振興運営協議会)

第11条 知事は、この規程による貸付けを円滑に行うため、既存制度運営規程に係る国産材産業振興運営協議会の意見等を参考にするものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は昭和57年10月5日から施行する。

附 則 (平成30年9月3日付け30林第656号)

この規程は平成30年9月3日から施行する。

貸付資金の種類		資金の内容	貸付条件		
			貸付限度額	利率	償還期間
国産材生産 流通促進資金	(1) 素材生産資金	立木購入代金（前渡金、 予約金等を含む。）素材 生産を行うための作 業道の開設又は改良に 必要な費用、作業現場 から最終土場までの素 材生産実施費用として の集運材のための機械 ・施設の材料及び作 業労賃	1,000万円	年1.7%	1年以内
	(2) 素材引取資金	素材購入代金（前渡金、 予約金等を含む。）	1,000万円		